



データ戦略・デジタル社会委員会 中間提言

データの利活用による経済成長と豊かな社会の 実現に向けて

～政府は重点計画に将来ビジョンと工程表を定め
マイナンバーを基盤としたデータ連携を急げ～

2022年4月

公益社団法人 経済同友会

目次

提言サマリー	1
はじめに	3
1. デジタル化の現状とコロナ禍で見えてきた課題	4
(1) 全体戦略の欠如による日本のデジタル化の遅れ	
(2) 国民一人ひとりに寄り添う行政対応の必要性	
(3) 政府・行政の取組の課題	
2. われわれが目指すデジタル社会の姿	9
3. 提言—目指す姿の実現に向けて、まず取り組むべきこと	11
(1) デジタル政策についての全体的な将来ビジョンを示し、何をいつまでに行うのか、具体的な工程表を明示すべき	
(2) 個人認証などのマイナンバーカードの機能を有するデバイスの100%普及と、マイナンバーへの様々な個人情報の紐づけを進めるべき	
(3) 準公共分野8分野の中でも医療・健康・介護分野を最優先領域と設定し、データ利活用の取組みをスピードアップすべき	
おわりに	17
データ戦略・デジタル社会委員会 委員名簿	18

『データの利活用による経済成長と豊かな社会の実現に向けて』

～政府は重点計画に将来ビジョンと工程表を定め マイナンバーを基盤としたデータ連携を急げ～

1. デジタル化の現状とコロナ禍で見えてきた課題

(1) 全体戦略の欠如による日本のデジタル化の遅れ

- ・日本のデジタル化に向けた取り組みは、2001年「e-Japan戦略」から約20年間成果が出ていない。
- ・背景には、実現すべき日本社会の将来ビジョンとその工程表が策定されず、国民・企業に展望が共有されてこなかったことがあげられる。

(2) 国民一人ひとりに寄り添う行政対応の必要性

- ・コロナ禍での給付金における混乱といったデジタル化が遅れたことの弊害も明らかになっている。
- ・それとともに、世帯・企業を単位として政策を実施する行政も、より多様化する国民一人ひとりの実情に即したサービス提供が求められる。
- ・しかし、今のマイナンバー制度では、その実現は困難である。

(3) 政府・行政の取組の課題

- ・デジタル庁の重点計画は、日本社会の将来ビジョンがないままに、個別施策を列挙している。
- ・マイナンバーを基幹インフラとし活用することや、分野間でのデータ連携を視野に入れた取り組みが実現されないことを危惧している。

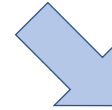
2. われわれが目指すデジタル社会の姿

- あらゆる手続きがデジタル技術によって完結する社会。同時に、アナログ運用の継続ではなく、行政・地域のサポートによってデジタル弱者もデジタル化の恩恵を享受できる社会。
- 蓄積された様々なデータが行政サービスの効率化だけでなく、個人や民間企業の自由な発想に基づくイノベーション創出に活用され、データを起点とした経済成長が加速していく社会。
- 一人ひとりの国民に寄り添い、真に支援を必要とする方にきめ細かいプッシュ型の行政サービスが行われる社会。
- 自然災害や感染症などの緊急事態においても、経済社会活動を極力維持し、国民生活の豊かさを保てる社会。

3. 提言—目指す姿の実現に向けて、まず取り組むべきこと

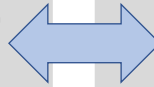
(1) デジタル政策についての全体的な将来ビジョンを示し、何をいつまでに行うのか、具体的な工程表を明示すべき

提言①：次期重点計画において日本社会が目指すデジタル政策のビジョンを示し、短期・中期・長期の工程表を策定せよ



(2) 個人認証などのマイナンバーカードの機能を有するデバイスの100%普及と、マイナンバーへの様々な個人情報の紐づけを進めるべき

(3) 準公共分野8分野の中でも医療・健康・介護分野を最優先領域と設定し、データ利活用の取り組みをスピードアップすべき



提言②：短期的には健康保険証とマイナンバーカードの一体化を義務化すべき

提言③：中期的にはマイナンバーカードが持つすべての機能（公的個人認証機能・その他身分証機能など）をスマートフォンなどのデジタルデバイスに搭載し、すべての処理をデジタル化すべき

提言④：マイナンバー法第2条第8項を撤廃し、マイナンバーを特定個人情報と定義する規定について、一般の個人情報規制と同様のものとするべき

提言⑤：マイナンバー法第9条等を改正し、3分野（税、社会保障、災害対策）において規定されている事務以外でも利用できるようにして、様々な個人情報をマイナンバーに紐づけていくべき

提言⑥：各機関が保有するデータ項目の標準化を実施し、健康・医療・介護に関する様々なデータベースを連携させるとともに、中小機関への補助金を含めた全医療機関への導入義務化をすべき

提言⑦：健康・医療・介護に関するデータ連携基盤、仕組みを構築すべき。また、医療機関の医療データが民間でも利活用できるように環境を構築すべき

はじめに

世界各国で、行政システムの非効率性によるコストの増加、資本主義の進展による経済格差の拡大、循環型社会実現への対応など、社会構造の歪みによる様々な課題が生じている。各国はこうした問題に対応すべく、将来への深刻な危機感を持って、デジタル技術を活用し、行政だけでなく準公共分野や民間分野の様々なシステム・サービスの変革を推進している。

経済同友会では、こうした世界の変化を念頭に、デジタル化の実現に向けて様々な提言を重ねてきた。しかし、勤勉な人間性と正確性を尊ぶ文化、それらに支えられた世界で最も合理的なアナログシステムによって社会構造上の問題が大きく表面化してこなかったこともあり、日本では、危機感の欠如と変革への抵抗の下、デジタル化が大きく進展することのないまま今日に至っている。

2020年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、社会システムのデジタル化の意義と日本の遅れを白日の下にさらした。整備されたデータベースとデジタル技術の活用により生活困窮者を迅速に支援したデジタル化先進国に対し、日本では国民や法人によるアナログでの申請を逐次受領する必要があり、給付金の速やかな支給はおろか、データに基づく困窮者の把握さえできなかった。

デジタル化の意義は、アナログ作業の効率化によるコスト削減だけではない。迅速さ自体が価値を有する上、蓄積されたデータの分析を通じて、新たな価値創造やイノベーションにより経済成長につなげていく。こうした社会全体の変革を実現することこそ、本会がデジタル化を求める真の目的である。

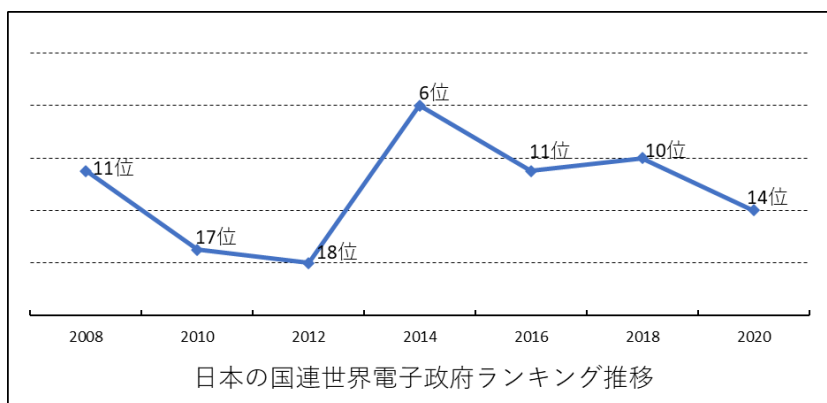
政府は、昨年9月に司令塔機能を担うデジタル庁を発足させ、デジタル化の推進に取り組んでいる。昨年末に発表された重点計画において、各分野の施策が提示されたものの、経済成長の実現やデータ活用による新たな価値創造を見据えた社会全体の変革までは描き切れていない。

日本が真のデジタル化を実現するためには、個別分野の取り組みを越えて社会変革の道筋を示すデジタル化の全体戦略を定める必要がある。本提言は、こうした認識の下、戦略の策定を求めるとともに、その第一歩として、デジタル社会の基盤となるマイナンバーの一層の活用に向けた取り組みを示すものである。マイナンバーと紐づけられたデータを活用し、国民一人ひとりに真に必要なサービスを提供することで、安心できる暮らしを実現すると同時に、個人情報適切な保護と官民によるデータの相互活用により成長の実現に取り組んでいく。デジタル化は、コロナ禍の度重なる緊急事態宣言によって疲弊した日本社会全体に新たな活力をもたらすはずである。

1. デジタル化の現状とコロナ禍で見えてきた課題

(1) 全体戦略の欠如による日本のデジタル化の遅れ

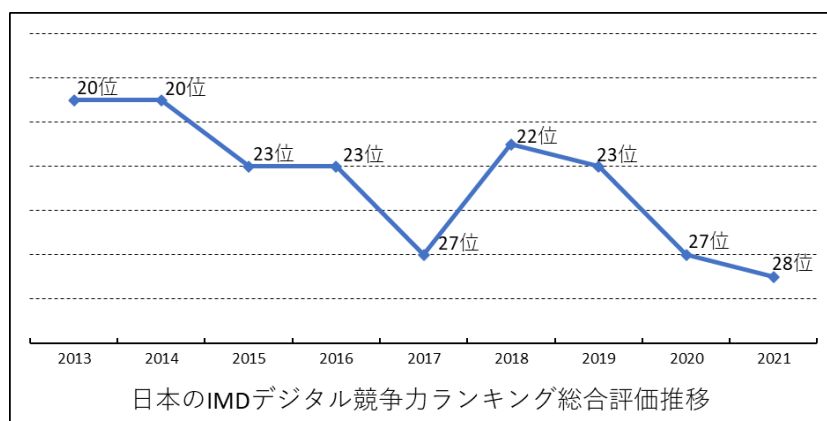
日本のデジタル化に向けた取り組みは、2001年の「e-Japan 戦略」にまで遡る。しかし、行政分野のデジタル化は、2020年7月の国連世界電子政府ランキングで14位にとどまっており、2014年調査の6位を頂点に低下が続き、デジタル化先進国との差がある状況が続いている。デジタルファーストやワンズオンリーなどを掲げるデジタル手続法が2019年に成立したものの、日本では、行政手続きの際に、申請書面への記載や身分証の写しなどの提出を窓口で求められるなどの現実が、いまだに見られる。



出所：

UNDESA の資料を基に事務局作成

また、民間企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）も、世界に比べて取り組みが遅れている¹。2021年度のIMD デジタル競争力ランキングでは、総合評価が64か国中28位であり、企業の俊敏性やデジタル人材部門の評価は最下位という厳しい状況に陥っている。



出所：The IMD,

World Digital Competitiveness Ranking

(2017, 2020, 2021) より事務局作成

¹ IPA 独立行政法人情報処理推進機構のアンケート調査によれば、DXに取り組んでいると回答した企業は、米国の8割に対し、日本では5割を超えた程度である。(出典：DX 白書 2021)

20年間にわたる官民を挙げた取り組みにもかかわらず、各種施策や予算が十分な成果を挙げていない背景には、デジタル化によって実現すべき日本社会の将来ビジョンとその工程表、すなわち、個別分野の取り組みを越えて社会変革の道筋を示すデジタル化の全体戦略が策定されず、国民・企業の間で展望が共有されてこなかったことがある。そのため、これまでに実施された行政のデジタル化や民間企業への成長投資支援などの各種の施策は、従来から続く各省庁の組織構造の下でバラバラに取り組まれてきた。

昨年9月に発足したデジタル庁には、行政・民間の垣根を越え、デジタル化時代の日本の社会像を描き、その実現に向けて省庁縦割りの構造を打破する司令塔機能を発揮することを、本会として大いに期待している。昨年末に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル化により目指す社会やその実現に向けた理念・原則が示されるとともに、2025年までにベースレジストリを整備し、行政のデジタル化を推進する方針も示されたところである。これを着実に進めながらも、今後、デジタル庁には、準公共分野・相互連携分野も含めた社会変革のビジョンと実行計画の策定に踏み込むことが求められる。

(2) 国民一人ひとりに寄り添う行政対応の必要性

① デジタル化の遅れがもたらす弊害

コロナ禍における特別定額給付金をめぐる混乱は、デジタル化の遅れがもたらす弊害²を明らかにした。緊急事態に対処する施策には、タイムリーな実施が求められる。国民一人ひとりの基礎情報と銀行口座情報を紐づけるシステムが存在すれば、迅速な給付が可能だったはずである。しかし、1年半余りが経過したにもかかわらず、システム構築は実現できておらず、子育て世帯等臨時特別給付金においても混乱が生じている。

② デジタル技術の進展に伴うあるべき行政の姿

コロナ禍は、社会変化に伴う行政サービスのあるべき姿の変化も浮き彫りにした。近年のライフスタイルの多様化、就労状況や資産における差の拡大などによって、一見同様に分類できても国民の状況は様々な違いがあり、一人ひと

² 例えば2020年4月に閣議決定した特別定額給付金の給付は、受給権者に申請書面を郵送し、振込口座の確認書類と本人確認書類の写し等を申請頂き、確認後給付をするというやり方（※オンライン申請も可能）であり、完了に約5か月を要した。

りの実情に即した行政サービスが求められる時代を迎えている。

こうした中、各国では、国民一人ひとりに付与される個人 ID を活用して、それぞれの事情に応じたきめ細かい行政サービスを実現してきている³。しかし、日本では、世帯・企業を単位として政策実施体系が形成されており、特別定額給付金は世帯ごと、雇用調整助成金や持続化給付金は事業者ごとに給付が行われた。

このような実施体系である限り、フリーランスや単身居住の学生、世帯主・配偶者と別居を余儀なくされている方など、類型から外れる個人の暮らしを支えることはできない。そのため、全国民や子育て世帯といった大きな枠を設定して実施せざるを得ず、本当に支援を必要とする人々に十分な支援が迅速に届かないまま、公平性・効率性に対する国民の不満が高まっている。

③マイナンバーの現状とビジョンの欠如

日本でも、すでに国民一人ひとりにマイナンバーが付与されており、技術上、きめ細かい支援を実施する体制を整えることは可能であった。しかし、現在、マイナンバーに紐づけられている情報が非常に限られている⁴ため、行政は、リアルタイムで生活困窮に直面しているかを把握できない上、給付金の支給などに活用することもできない。

真に支援を必要とする人へ速やかに支援を届けるために、マイナンバーと国民のあらゆる情報の連携が求められるが、様々な誤解や不安から活用に向けた環境が整っていない。デジタル化による社会変革のビジョンや日本が目指すべき社会像が共有されず、マイナンバーがデジタル時代の基幹インフラとなるべきであることが共通認識とならないまま、個別の議論に終始している。

(3) 政府・行政の取り組みの課題

デジタル庁は、昨年末に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、重点計画と記載）において、各省庁も含めて、迅速かつ重点的に実施すべき取り組みをまとめた工程表を策定した。また、昨年 11 月に発足したデジタル臨時行政調査会は、デジタル社会実現に向けた 5 原則に適合しない既存法令・各

³ 例えばデンマークでは、CPR 番号とポータルサイト「Borger.dk」を活用することで、2,000 種類以上のオンライン行政手続きが可能となっている。また、エストニアでは、e-ID 番号とポータルサイト「Eesti.ee」等を活用することで、ほぼすべてのオンライン行政サービスへアクセス可能となっている。

⁴ 住民票記録情報の他、公的年金の資格・給付情報、所得税・地方税の年 1 回の申告情報、雇用保険資格、給付情報等がある。

種規制の見直しを開始している。しかし、こうした取り組みを行政改革にとどまらない社会変革の実現、新たな価値創造やイノベーションによる経済成長の実現に展開するためには、課題も残されている。

①日本社会の将来ビジョンについて

重点計画にも記載されている通り、デジタル化それ自体は目的ではない。デジタル化の目的である経済全体の活性化をさせるためには、データ利活用や AI などの先端デジタル技術の社会実装などが戦略的に行われることが重要である。各施策の優先順位や手順が整合的・一体的に描かれなければ、個別施策の列挙と縦割りのままでの実施に終始しかねない。

昨年 11 月に発足したデジタル田園都市国家構想実現会議では、地方活性化に向けたデジタル技術の実装を柱とするデジタル田園都市国家構想の策定が進められている。デジタル化の影響と必要性は地方に限られるものではなく、本来は、個別分野の取り組みを越えて社会変革の道筋を示すデジタル化戦略が将来ビジョンとして先に示された上で、個別の分野・領域の施策が具体化されるべきである。

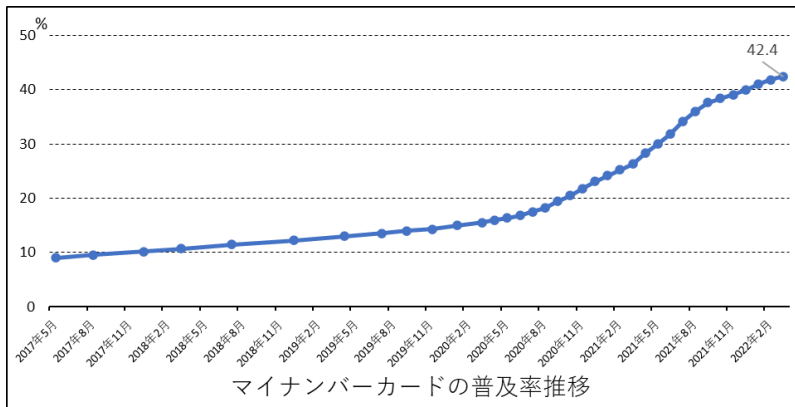
②公共分野について

マイナンバーカードの普及やマイナンバーの活用については、デジタル社会の基幹インフラやデータ連携の基盤として一層の環境整備が必要であり、実効性ある取り組みが求められる。

(i)マイナンバーカードの普及

2016 年にマイナンバー制度の本格運用が始まったが、次ページのグラフに示されているように、マイナンバーカードの普及率は 4 割を超えた程度⁵である。コロナ禍でのオンライン申請のニーズの高まりなどもあって普及率は高まっているとはいえ、重点計画が掲げる 2022 年度内の普及率 100%の道筋は見えていない。マイナンバーカードの取得を任意としたままでは、マイナポイント付与によるインセンティブ提供を重ねても、全国民への普及は困難と言わざるを得ない。

⁵ 2022 年 3 月 1 日時点で 42.4% (総務省 HP)



出所：
総務省 HP より事務局作成

マイナンバーカードは、表面の身分証機能と裏面の公的認証機能（電子証明書）を搭載しており、国民がオンラインで様々な行政サービスを楽しむために必須のデバイスと位置づけられる。反面、100%の普及が実現しなければ、あらゆるサービスにおいて、アナログ対応とデジタル対応の運用を設計する必要が生じるため、かえってサービス提供の効率低下を引き起こすリスクを孕んでいる。

(ii) マイナンバーの活用範囲

重点計画は、税・社会保障・災害対策という従来の3分野以外にも、マイナンバーの活用範囲を拡大していく方針を打ち出し、2023年の法案提出を予定している。しかし、現時点では、データを連携する領域や活用の具体的な内容などは示されていない。

また、経済成長を実現するとの観点からは、今後、デジタル時代の基幹インフラであるマイナンバーを行政における利用にとどめず、民間事業者も広く利活用できる体制を整備していくことが必要であるが、民間開放の議論は進んでいない。

③ 準公共分野、相互連携分野について

経済成長の実現という観点からは、公共分野以外での取り組みが重要である。重点計画は、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」等の8つを準公共分野、「スマートシティ」、「取引（受発注・請求・決済）」の2つを相互連携分野と定め、暮らしのデジタル化として工程表を示している。ただし、分野間の優先順位は特段定められていないため、分野ごとに個別最適の取り組みが進められ、相互の連携が十分に実現されないことを危惧している。

2. われわれが目指すデジタル社会の姿

個別分野の取り組みを越えて社会変革の道筋を示すデジタル化の将来ビジョンを設計する上では、これまでのアナログを前提とする発想から脱却し、デジタル技術のさらなる発達を念頭に、目指すべき社会の姿を描く必要がある。本会が考える日本社会の将来像は、以下の通りである。

【われわれが目指すデジタル社会の姿】

- あらゆる手続きがデジタル技術によって完結する社会。同時に、アナログ運用の継続ではなく、行政・地域のサポートによってデジタル弱者もデジタル化の恩恵を享受できる社会。
- 蓄積された様々なデータが行政サービスの効率化だけでなく、個人や民間企業の自由な発想に基づくイノベーション創出に活用され、データを起点とした経済成長が加速していく社会。
- 一人ひとりの国民に寄り添い、真に支援を必要とする方にきめ細かいプッシュ型の行政サービスが行われる社会。
- 自然災害や感染症などの緊急事態においても、経済社会活動を極力維持し、国民生活の豊かさを保てる社会。

デジタル化の効果は、紙や対面などのアナログ運用が排除され、すべてがデジタル上で完結することによって初めて発揮される。その恩恵は、直接デジタルツールを操作する人だけではなく、自らは技術に習熟していないデジタル弱者も含めた社会全体に及ぶ。

そのため、デジタルディバイドの存在を理由としてアナログ運用を継続するのではなく、行政や地域のサポートを充実することで、あらゆる手続きをデジタル化するのが望ましい。具体例を挙げれば、消費税のインボイス制度への移行にあたっては、暫定措置として紙運用を継続するのではなく、導入支援によって早期の完全移行に取り組むことが必要である。

また、マイナンバーをデータ連携のキーとして活用することや、マイナンバーを物理的なカードのみならず、スマートフォンをはじめとした様々なデバイスに実装して、認証機能の活用機会を広げていくことで、民間企業や起業家の自由

な発想が刺激される。デジタル化によって民間企業と行政の連携が加速し、新たな事業創造や官民連携によるイノベーション創出が進むことで、さらなるデジタル化と経済成長を生み出していく社会の実現につながるはずである。

合わせて、前述したようにライフスタイルや社会の多様化が進んでいることを鑑みれば、マイナンバー・マイナンバーカードを積極的に活用することにより国民一人ひとりに寄り添うきめ細かい行政サービスをプッシュ型で行っていく社会も目指していくべきである。

このようにあらゆる手続きがデジタル上で完結し、デジタル弱者も含めたすべての国民がデジタル化の恩恵を享受できれば、自然災害や感染症などが発生し、対面でのコミュニケーションが制約される状況下でも、アナログ時代よりも高度に経済社会活動を維持することが可能となる。

本章で述べたような姿を実現し、今後の日本がデジタル社会をリードする存在となるために、次章で最も基本であり必要不可欠な施策を述べる。

3. 提言——目指す姿の実現に向けて、まず取り組むべきこと

社会全般のデジタル化を加速するためには、変革の全体像と実行の道筋を示す中長期ビジョンを国民に提示するとともに、デジタル社会を支えるデータ連携の基盤となるマイナンバー・マイナンバーカードの活用に向けた環境整備、デジタル化の成果と恩恵を国民が早期に実感できるアーリーサクセスの創出に取り組む必要がある。そのため、以下の通り提言する。

【提言】

- (1) デジタル政策についての全体的な将来ビジョンを示し、何をいつまでに行うのか、具体的な工程表を明示すべき
- (2) 個人認証などのマイナンバーカードの機能を有するデバイスの 100%普及と、マイナンバーへの様々な個人情報の紐づけを進めるべき
- (3) 準公共分野 8 分野の中でも医療・健康・介護分野を最優先領域と設定し、データ利活用の取り組みをスピードアップすべき

- (1) デジタル政策についての全体的な将来ビジョンを示し、何をいつまでに行うのか、具体的な工程表を明示すべき

提言① 次期重点計画において日本社会が目指すデジタル政策のビジョンを示し、短期・中期・長期の工程表を策定せよ

社会全般のデジタル化を進めるには、公共領域にとどまらない日本社会全体の目指す姿を具体化し、生産性向上やイノベーション創出、経済成長を組み込んだデジタル政策におけるビジョンを示す必要がある。そのために、デジタル田園都市国家構想実現会議において産業分野のデジタル化戦略を打ち出すとともに、次期重点計画において、データや AI などの個別戦略を整理した、デジタル化の先に目指す世界を描いた将来ビジョンを示すべきである。

これらを実行していくためには、より具体的に短期・中期・長期に分けた工程表を作るとともに、国民の理解を得るために、デジタル化が国民生活にもたらすベネフィットを明示する必要がある。短期的には、今回のコロナ危

機に代表される危機対応のインフラとしての機能や、デバイス一つで手続きが行える利便性の高い国・地方の行政サービスの実現、引越しの際の電気・ガスの切り替えといった、行政と民間のサービス連携によるユーザーの手間暇削減などが考えられる。さらに中長期では、様々なデータについて AI を活用することにより、国民に対しての付加価値サービス創出につなげることや、医療データを連携することで病気の予防・早期対応を実現し死亡率の低下につなげるといった具体的なゴールをも明示してゆくことが国民への理解を求める正しいビジョン提示と言えるだろう。

また、デジタル庁の役割は、システム整備をはじめとしたデジタル化にとどまらない。中長期ビジョンに対応したデータ活用による未来の新しいサービスを創出するためには、民間や地方自治体と連携した新たなデジタル政策推進のためのルール整備こそが求められる。例えば、行政が仕様を定める従来の調達を改め、イギリス政府のデジタル政策のような、解決すべき課題に対して新しい技術の活用も含めたソリューション自体を民間が提案していくといった、新たな官民連携に基づく入札方法の実施などに取り組んでいただきたい⁶。これらの政策が実行されれば、政府による民間のデジタル技術を活用した新たなサービスの創出のみならず、民間企業の成長支援による国力の増強にもつなげることができるはずである。

(2) 個人認証などのマイナンバーカードの機能を有するデバイスの 100%普及と、マイナンバーへの様々な個人情報の紐づけを進めるべき

提言② 短期的には健康保険証とマイナンバーカードの一体化を義務化すべき

昨年 10 月からマイナンバーカードの健康保険証利用が本格運用されているが、健康保険証との紐づけは国民の任意とされている上、現行の健康保険証はそのまま使い続けることができる。そのため、マイナンバーカードの普及効果はあまり期待できない⁷。

まず健康保険証とマイナンバーカードを統合することにより、すべての国民が常時マイナンバー及びマイナンバーカードを携行する体制を作るとと

⁶ イギリスでは、GovTech Catalyst という基金があり、民間が提案する革新的なデジタル技術を活用した公共部門の課題解決策を支援している。2018～2019 年では、15 の課題が採択・出資されている。

⁷ 2022 年 1 月時点でマイナンバーカードに健康保険証を紐づけている割合はカード所有者の内、1 割強にすぎない。(日経ヴェリタス 1 月 16 日号)

もに、すべての行政手続きもマイナンバー又はマイナンバーカードによる認証を義務づけることで、国民が使用するシーンを拡大すべきと思慮する。

また、新型コロナウイルス感染症で明らかな通り、医療分野では、年齢や既往歴、慢性疾患の有無によって適切な対応に違いが生じる。医療分野のデータの利活用を加速する観点からも、健康保険法及び関連法令を改訂し、大多数の国民が保有している健康保険証とマイナンバーカードの一体化を義務とすることは意義がある。

なお、医療機関側のマイナンバーカード読み取り機器の導入が遅れているとの指摘⁸もある。早急に体制を整え全医療機関への導入を図るべきである。

提言③ 中期的にはマイナンバーカードが持つすべての機能（公的個人認証機能・その他身分証機能など）をスマートフォンなどのデジタルデバイスに搭載し、すべての処理をデジタル化すべき

デジタルディバイドによって弊害を生じさせないためには、短期的にはマイナンバーカードを併用することは必要と思われるが、今後のデジタルディバイドの解消や、行政のデジタル化に伴った国民の利便性を鑑みれば、マイナンバーカードの持つすべての機能はスマートフォンなどのデジタルデバイスに健康保険証の機能とともに移行すべきである。

なお、重点計画では、マイナンバーカードの公的個人認証機能（電子証明書）のみ、2022年度中にスマートフォンに搭載する方針とされているが、デバイスによって用途や利用範囲に差があると、誰もが利用可能な環境を実現することが難しくなる。そのため、スマートフォンに搭載される機能は、マイナンバーカードと同等にすべきである。

その上で、将来的には、マイナンバーカードを廃止し、アナログなカードの概念ではなく、デジタルデバイスへと完全移行し、セーフティネットとなる窓口機能は残しつつも、全国民がデジタルデバイスを保有・利用できる環境を整備すべきである。これにより、住民票や戸籍などに関する行政手続きをすべてデジタル化され、窓口業務の省力化だけでなく、国民が感じている手続きの煩雑さの解消など、大きなベネフィットが国民に提供される。また、ツール間の機能差を解消し、デジタルデバイスに統一することは、UXの向

⁸ 2022年1月9日時点で読み取り機器導入済みの病院は21.9%、診療所は7.4%である（日経ヴェリタス1月16日号）

上にもつながると考えられる。

提言④ マイナンバー法第 2 条第 8 項を撤廃し、マイナンバーを特定個人情報と定義する規定について、一般の個人情報規制と同様のものとすべき。

マイナンバー法はマイナンバーを特定個人情報と定義し、一般の個人情報よりも強い規制を課しており、本人の同意の有無に関係なく、第 19 条各号で定める場合以外の提供を禁じている。しかし、一人ひとりの国民が置かれた状況を把握した適切な行政サービスの提供、データを起点とした民間企業の自由な発想によるイノベーション創出を図る上では、より幅広い用途での活用に舵を切るべきである。よって、本条項を撤廃し、マイナンバーを一般の個人情報規制と同様のものとすることを求める。

なお、現在、様々な個人情報は各行政機関などで分散管理されており、マイナンバーそのものを使用した情報照会・提供は行われていない。マイナンバーが漏洩した場合でも、悪質な名寄せのリスクは極めて低い設計となっている。海外では、個人番号をいわゆる「デジタル・ネーム」として公知だとする国もあり、国際比較や安全性の観点からも、マイナンバーのみに一般の個人情報以上の厳格な規制を設けることは不要である⁹。

提言⑤ マイナンバー法第 9 条等を改正し、3 分野（税、社会保障、災害対策）において規定されている事務以外でも利用できるようにして、様々な個人情報をマイナンバーに紐づけていくべき

現在、マイナンバーは、マイナンバー法第 9 条等が規定する税、社会保障、災害対策分野の事務にのみ利用可能とされている。しかし、目指すデジタル社会では、世帯単位や職業、勤務する企業の事業規模といったカテゴリーに基づいて一律の施策を行うのではなく、一人ひとりの国民に寄り添ってプッシュ型の支援を行うことが行政の役割となる。

そのため、国民の状況をきめ細かく把握できるよう、マイナンバー法第 9 条等を改正し、より多くの個人情報とマイナンバーの連携を可能とすべきである¹⁰。具体的には、例えば個人の就業状況や収入、各種口座番号や資産額

⁹ 経済同友会「マイナンバー制度に関する提言」（2018 年 8 月）

¹⁰ デンマークの CPR 番号では、「家族、住所、学校、教育、就職、年金、福祉、医療、不動産、環境、エネルギー、文化、警察、裁判所等」様々な情報が紐づけられている。

などの金融情報、診療記録などの医療情報が考えられる。今まさに困窮している人を特定できるようにすることで、給付金や医療のスムーズかつ適正な給付、脱税やマネーロンダリングも含めた不正の防止などが可能となる。

こうした情報は、準公共分野を中心に、民間企業の事業活動にもつながってくる。そのため、事前に国民一人ひとりと合意を取ることが前提になるが、民間企業がデータ取得・利活用できるように API 接続が可能な環境を整備するべきである。

(3) 準公共分野 8 分野の中でも健康・医療・介護分野を最優先領域と設定し、データ利活用の取り組みをスピードアップすべき

重点計画は、準公共分野として 8 分野を指定しているが、分野間の優先順位を設定していない。そのため、各分野でそれぞれ取り組みが進められてしまい、全体の整合性や進捗に支障をきたすことを危惧している。

コロナ禍で明らかになった日本の医療供給体制の脆弱性、高齢化によって増加が続き、国家財政の大きな部分を占めている社会保障費の効率化といった課題を鑑みれば、まずは「健康・医療・介護」分野を最優先領域に設定し、人員や予算の重点配分によってデータ利活用を加速すべきである。また莫大なデータが連携されず、死蔵されていることを鑑みると、この分野のデータ利活用加速は、単にコスト削減ということだけでなく、医療の質の向上といった大きなベネフィットをもたらすことが期待できる。

具体的には、以下の取り組みを求める。

提言⑥ 各機関が保有するデータ項目の標準化を実施し、健康・医療・介護に関する様々なデータベースを連携させるとともに、中小機関への補助金を含めた全医療機関への導入義務化をすべき。

健康・医療・介護に関するデータは多岐にわたり、現在はそれぞれが別個に蓄積されている。医療に限っても、医療機関が作成するカルテ、健康保険、企業・学校などでの健康診断、医療レセプト、医薬品、学会、国が管理する NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）など、莫大なデータが病院単位・行政単位のデータベースでバラバラに保有されている。これらは統一的な ID もなく、雑多なシステムやフォーマットで管理されているため、相互に利活用可能な環境とはなっていない。

膨らみ続ける社会保障費のコスト合理化のみならず、国民一人ひとりが自

身の病診データを活用してよりパーソナライズ化された健診や、予防医療政策の強化による健康化を行なっていくために、データ項目の標準化を実施し、API連携などにより、健康・医療・介護に関する多様なデータベースが連携されることを義務化するとともに、すべてのデータのマイナンバーへの紐づけを行い、未来の新たな医療の姿を目指すべきである。導入の義務づけに際しては、中小機関への補助金政策を合わせて実施することで、期限を定めて全機関への一斉導入を前提としなければならない。なお、データ連携を容易にするため、各システムベンダーへのAPI提供の義務づけも不可欠である。

提言⑦ 健康・医療・介護に関するデータ連携基盤、仕組みを構築すべき。
また、医療機関の医療データが民間でも利活用できるように環境を構築すべき。

前述の通り、莫大な種類のデータが蓄積されていることを鑑みれば、健康・医療・介護に関する共通のデータベースを新たに構築するのは効率的ではない。現在、フォーマットが統一されていないデータ利活用に関する本人同意の統一化をはじめとして、データを横連携させるための共通したデータ交換フォーマットの利用やマイナンバー連携などを前提とした、データ連携基盤を構築することで、現存するシステムから、一人ひとりのデータを時系列で連携できる仕組みの構築を目指すべきである。

また、予防医療の充実やQOLの向上を図るには、健康・医療・介護のデータ連携を進めるだけでは不十分であり、自由な発想を有する民間企業が豊富なデータを活用し、公的医療を補完する様々なサービスを創出していくことが必要である。

2018年に個人情報保護法の特則となる次世代医療基盤法が施行され、医療機関が医療情報を匿名化することなく認定事業者に提供するとともに、認定事業者は匿名化した医療情報を利活用者に提供できる制度が設けられている。精度の高いデータの収集・蓄積は、国民の健康・医療の改善につながっていくため、各医療機関は医療情報を積極的に認定事業者へ提供し、ビッグデータ化に取り組むべきである。

合わせて、認定事業者経由でのビッグデータが民間事業者に提供され、新たなサービスの開発促進につながるように、匿名加工医療情報の運用を適宜見直していくべきである。

おわりに

本委員会は、主に経済成長に向けて、民間保有データの相互利用について検討すべく活動を開始した。しかし、デジタル化が遅々として進まない現状を前に、データ利活用の前提として、社会変革の道筋を示す将来ビジョンの構築、公共分野のデジタル化に向けたマイナンバーの利活用拡大、準公共分野内での健康・医療・介護への重点化に早急に取り組むことを提言した。

繰り返しになるが、デジタル化の目的は、経済成長と豊かな社会の実現であり、そのためには、様々な分野でのデータ連携と利活用の拡大が必要である。全体の整合性・一体性を欠いたまま、各分野で個別最適に陥らないようにするためには、個別の取り組みを越えた将来ビジョンが求められる。公共分野、準公共分野、相互連携分野を包含する戦略の下で、個別の取り組みを整理し、工程表とともに提示されることが望ましい。デジタル庁には、次期重点計画において、経済成長の実現までを視野に入れた日本社会の将来ビジョンの策定を求める。

本委員会は、こうした問題意識の下、引き続き検討を深めていく。次回の提言では、公共分野による官民連携の加速、健康・医療・介護以外の準公共分野での取り組みの検討、相互連携分野におけるデータ戦略と具体的なビジネスモデルへの応用について取り上げる所存である。

なお、データ連携が進んで分析能力が向上するほど、情報漏洩時のリスクは高くなる。紙幅の都合上、本提言では言及できなかったが、サイバーセキュリティはデジタル化と両輪で議論すべき分野である。将来ビジョンの策定時には、デジタル化・データ連携の加速と両立するかたちで、サイバーセキュリティについても戦略を明示すべきである。その際には、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 3 年度版）」の見直しも検討すべきであり、特に、中小企業のサイバーセキュリティ対策については、具体策も含めて支援策を明示することを求める。

以上

2022年4月

データ戦略・デジタル社会委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長

寺田 航平 (寺田倉庫 取締役社長)

副委員長

石黒 不二代 (ネットイヤーグループ 取締役 チーフエバンジェリスト)

石塚 茂樹 (ソニーグループ 代表執行役 副会長)

齋藤 洋平 (フューチャー 取締役CTO)

菅原 郁郎 (トヨタ自動車 取締役)

辻 庸介 (マネーフォワード 取締役社長CEO)

牧浦 真司 (ヤマトホールディングス 専務執行役員)

平野 未来 (シナモン 取締役社長CEO)

委員

饗庭 忍 (インテージテクノスフィア 取締役社長)

相原 輝夫 (ファインデックス 取締役社長)

青木 健雄 (泉工医科工業 取締役)

青木 正之 (Ubicomホールディングス 取締役社長)

朝倉 陽保 (丸の内キャピタル 取締役社長)

浅沼 章之 (浅沼組 執行役員)

足立 洋子 (新生銀行 執行役員)

新 井 聡	(野村不動産ホールディングス 顧問)
有 末 真 哉	(大樹生命保険 顧問)
有 田 喜一郎	(群栄化学工業 取締役社長執行役員)
飯 塚 哲 哉	(ザインエレクトロニクス 取締役会長)
池 上 芳 輝	(イケガミ 取締役社長)
池 田 潤一郎	(商船三井 取締役会長)
石 田 英 二	(住友商事 執行役員)
石 塚 達 郎	(日立製作所 アドバイザー)
乾 和 行	(大豊産業 取締役社長)
井 上 智 治	(井上ビジネスコンサルタンツ 代表取締役)
井 上 ゆかり	(日本ケロッグ 代表職務執行者社長)
今 井 斗志光	(豊田通商 副社長C D T O)
入 江 仁 之	(アイ&カンパニー 取締役社長)
岩 崎 俊 博	(T. IWASAKI 取締役社長)
岩 田 彰一郎	(フォース・マーケティングアンドマネージメント 取締役社長)
岩 本 敏 男	(N T Tデータ 相談役)
岩 本 祐 一	(コマツ)
宇 井 隆 晴	(日本レジストリサービス 取締役)
植 村 浩 典	(U M I 取締役社長)
宇 治 則 孝	(第一三共／横河電機 社外取締役)
牛 嶋 友 美	(コア 取締役専務執行役員)
内 永 ゆか子	(J - W i n 理事長)

馬 本 英 一	(日本テクノ 取締役社長)
海 野 忍	(NTTコムウェア シニアアドバイザー)
浦 上 彰	(リョービ 取締役社長)
榎 本 英 二	(野村不動産ソリューションズ 取締役副社長執行役員)
江 幡 真 史	(アドバンテッジリスクマネジメント 取締役)
大 井 滋	(JX金属 エグゼクティブフェロー)
大 石 圭 子	(シミックホールディングス 取締役社長COO)
大 賀 昭 雄	(東通産業 取締役社長)
大河原 愛 子	(デルソーレ 取締役会長)
大久保 和 孝	(大久保アソシエイツ 取締役社長)
大久保 昇	(内田洋行 取締役社長)
大 古 俊 輔	(IDA J 顧問)
大 越 いづみ	(電通グループ 取締役 監査等委員)
大 関 洋	(ニッセイアセットマネジメント 取締役社長)
太 田 寛	(シグマクシス 代表取締役共同代表)
大 塚 俊 彦	(デル・テクノロジーズ 取締役社長)
大 西 佐知子	(NTTコミュニケーションズ 執行役員)
大 西 賢	(商船三井 取締役)
大 淵 亮 平	(WACUL 代表取締役)
大 森 美 和	(RGAリインシュアランスカンパニー日本支店 日本における代表者兼最高経営責任者)
小笠原 信	(ロシュ・ダイアグノスティックス 取締役社長兼CEO)
奥 井 規 晶	(インターフュージョン・コンサルティング 取締役会長)

尾崎 弘之	(パワーソリューションズ 取締役)
尾崎 由紀子	(野村ホールディングス 執行役員)
小澤 勇夫	(日本能率協会コンサルティング 取締役社長)
小柳 博史	(ソディック 最高変革責任者(C T r O) 執行役員)
小野 傑	(西村あさひ法律事務所 オブカウンセル)
尾股 宏	(SOMPOホールディングス)
貸谷 伊知郎	(豊田通商 取締役社長)
鹿島 章	(PwCコンサルティング 会長)
柏木 二郎	(モリモト 専務取締役)
柏 頼之	(日本航空 常務執行役員)
片倉 正美	(EY新日本有限責任監査法人 理事長)
河合 良秋	(キャピタル アドバイザーズ グループ 議長)
川上 登福	(経営共創基盤 共同経営者 (パートナー) マネージングディレクター)
川崎 博子	(ドコモ・システムズ 常務取締役)
川橋 信夫	(JSR 取締役社長兼COO)
川村 喜久	(DICグラフィックス 取締役会長)
菊地 麻緒子	(日立建機 取締役)
城口 洋平	(ENECHANGE 代表取締役CEO)
菊地 義典	(菊地歯車 取締役社長)
木崎 重雄	(キザキ・エンタープライズ 代表取締役)
岸野 寛	(東京ガスネットワーク 取締役副社長)
北川 清	(森ビル 取締役専務執行役員)

北地達明	
清原健	(清原国際法律事務所 代表弁護士)
草野隆史	(ブレインパッド 取締役社長)
楠原茂	
久保明彦	(T a g J a p a n 取締役社長)
窪田昌一郎	(日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)
熊谷聖司	(デジタルデータソリューション 取締役社長)
熊谷亮丸	(大和総研 副理事長 兼 専務取締役)
熊谷匡史	(日本政策投資銀行 常務執行役員)
栗島聡	(N T T コムウェア 相談役)
桑田始	(J E C C 取締役社長)
桑原茂裕	(アフラック生命保険 取締役副会長)
見學信一郎	(スパークス・グループ グループ執行役員)
高祖敏明	(聖心女子大学 学長)
小柴満信	(J S R 名誉会長)
小島克重	(N T T コミュニケーションズ 執行役員)
小林洋子	(宇宙航空研究開発機構(J A X A) 監事)
斎藤聖美	(ジェイ・ボンド東短証券 代表取締役)
斉藤剛	(I M E C S 取締役社長)
佐伯美奈子	(アクサ損害保険 取締役社長兼CEO)
酒井重人	(グッゲンハイム パートナーズ 取締役副会長)
堺和宏	(日本電気 執行役員副社長 兼 C D O)
坂下智保	(富士ソフト 取締役社長執行役員)

桜井 伝 治	(日本情報通信 取締役社長)
桜井 祐 記	(富国生命保険 取締役専務執行役員)
佐藤 玖 美	(コスモ・ピーアール 取締役社長)
佐藤 光 紀	(セプテーニ・ホールディングス 代表取締役グループ社長 執行役員)
里見 治 紀	(セガサミーホールディングス 取締役社長グループCEO)
澤井 克 行	(ダイキン工業 常務執行役員)
椎野 孝 雄	(キューブシステム 取締役 (社外))
塩野 誠	(経営共創基盤 共同経営者 (パートナー) マネージングディレクター)
志賀 俊 之	(I N C J 取締役会長 (C E O))
志 濟 聡 子	(中外製薬 上席執行役員)
島 田 俊 夫	(CAC Holdings 特別顧問)
下野 雅 承	(日本アイ・ビー・エム 名誉顧問)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
白 井 久美子	(B I P R O G Y 執行役員)
白 井 均	(日本カーバイド工業 取締役)
白 井 芳 夫	(フジクラ 取締役)
神 宮 由 紀	(フューチャーアーキテクト 取締役社長)
新 芝 宏 之	(岡三証券グループ 取締役社長)
菅 原 敬	(アイスタイル 取締役C F O)
菅 原 貴与志	(セジフィールド&パートナーズ・ジャパン 代表弁護士)
杉 野 文 則	(ビーマップ 取締役社長)

杉本文秀 (長島・大野・常松法律事務所 マネージング・パートナー)

杉本 眞 (レシップホールディングス 取締役社長)

鈴木国正 (インテル 取締役社長)

鈴木英夫 (日本製鉄 常務執行役員)

鈴木正俊 (ミライト 取締役相談役)

須藤憲司 (Kaizen Platform 代表取締役)

清島隆之 (住友商事 取締役専務執行役員CAO・CCO)

関 マサエ (IIMヒューマン・ソリューション 取締役社長)

曾谷 太 (ソマール 取締役社長)

反町雄彦 (東京リーガルマインド 取締役社長)

反町浩一郎 (オープンテキスト 取締役社長)

高田恭介 (矢作建設工業 取締役副社長)

高橋栄一 (ジェダイトメディスン 取締役社長CEO)

高橋知裕 (HEROZ 代表取締役)

高橋秀行 (ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)

高橋 眞 (セガサミーホールディングス 常務執行役員)

高畑 勲 (インフィニオンテクノロジーズジャパン 取締役 CFO)

田久保善彦 (グロービス経営大学院大学 常務理事)

武井奈津子 (ソニーグループ 常務)

多田雅之 (アルファパーチェス 取締役社長兼CEO)

伊達美和子 (森トラスト 取締役社長)

田中淳一 (ジェンパクト 取締役社長)

田中孝司 (KDDI 取締役会長)

田 中 剛	(ワイ・ディ・シー 取締役社長)
田 中 達 也	(富士通Japan シニアアドバイザー)
田 中 豊 人	(リコー コーポレート上席執行役員 C D I O)
田 中 秀 夫	(ADワークスグループ 取締役社長 C E O)
田 中 將 介	(三菱総合研究所 特別顧問)
田 中 嘉 一	(日本カストディ銀行 取締役社長)
谷 川 史 郎	(NTTアーバンソリューションズ 社外取締役)
種 市 順 昭	(東京応化工業 代表取締役 取締役社長)
玉 塚 元 一	(ロッテホールディングス 取締役社長)
田 村 修 二	(日本貨物鉄道 取締役会長兼会長執行役員)
津 上 晃 寿	(キヤノントッキ 取締役副会長)
塚 本 英 彦	(日本信号 取締役社長)
塚 本 恵	(デジタルソサエティフォーラム 代表理事)
堤 浩 幸	(富士通 執行役員)
富 田 和 成	(Z U U 代表取締役)
富 田 秀 夫	(リフィニティブ・ジャパン 取締役社長)
鳥 越 慎 二	(アドバンテッジリスクマネジメント 取締役社長)
内 藤 隆 明	(縄文アソシエイツ 取締役社長)
中 川 誠一郎	(中川ワイン 代表取締役)
中 島 史 雄	(ユアサM&B 専務執行役員)
中 島 好 美	(積水ハウス 取締役)
長 瀬 朋 彦	(IMAGICA GROUP 参与)
中 谷 昇	(ジャステック 取締役社長)

中西孝平	(ミッテ企画 取締役社長)
永久幸範	(ブ라운・ブラザーズ・リマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
中防保	(レイヤーズ・コンサルティング 代表取締役COO)
中俣力	(日本電気 執行役員常務)
中村公大	(山九 取締役社長)
中村善二	(UBS証券 取締役社長)
中村哲也	(日本タタ・コンサルタンシー・サービシズ 副社長)
中村壮秀	(アライドアーキテクト 取締役社長)
中山克成	(ベース 取締役社長)
中山泰男	(セコム 取締役会長)
檜崎浩一	(SOMPOホールディングス デジタル事業オーナー 執行役専務)
新澤明男	(CARTA HOLDINGS 取締役社長)
西浦三郎	(ヒューリック 取締役会長)
西川久仁子	(ファーストスター・ヘルスケア 取締役社長)
西島剛志	(横河電機 取締役会長)
能見公一	(ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問)
野澤康隆	(浜銀総合研究所 取締役会長)
芳賀日登美	(ストラテジック コミュニケーション R I 取締役社長)
外立憲治	(外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)
橋本圭一郎	(インフロニア・ホールディングス 取締役・取締役会議長)
羽深成樹	(三菱ケミカルホールディングス 執行役シニアバイスプレジデント)

濱 逸 夫	(ライオン 取締役会長CEO)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 恭 子	(グロービス シニア・ファカルティ・ディレクター)
原 口 貴 彰	(アクセンチュア 常務執行役員)
半 田 純 一	(マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン 取締役社長)
東 和 浩	(りそなホールディングス 取締役会長)
東 野 博 一	(住友商事 常務執行役員)
挽 野 元	(アイロボットジャパン 代表執行役員社長)
平 澤 潤	(協栄産業 取締役社長)
平 田 正 之	(DTS 取締役)
平 野 大 介	(マイスターエンジニアリング 取締役社長)
福 川 伸 次	(東洋大学 総長)
福 田 健 吉	(新むつ小川原 取締役社長)
福 田 誠	(あおぞら銀行 特別顧問)
藤 井 剛	(デロイト トーマツ コンサルティング モニター デロイト ジャパンリーダー／パートナー)
藤 井 礼 二	(L. E. K. コンサルティング 代表取締役)
藤 重 貞 慶	(ライオン 特別顧問)
藤 本 幸 弘	(シティユーワ法律事務所 シニアパートナー)
藤 原 浩	(湧永製薬 社外取締役)
船 倉 浩 史	(野村総合研究所 取締役)
保 坂 雅 樹	(西村あさひ法律事務所 パートナー 経営会議議長)

星 久 人	(ベネッセホールディングス 特別顧問)
程 近 智	(ベイヒルズ 代表取締役)
本 多 之 仁	(住友商事 常務執行役員)
本 間 洋	(NTTデータ 取締役社長)
益 戸 正 樹	(U i P a t h 特別顧問)
増 山 美 佳	(増山 & C o m p a n y 代表)
松 江 英 夫	(デロイト トーマツ コンサルティング パートナー)
松 島 訓 弘	(グリー 取締役 常勤監査等委員)
松 永 明 彦	(プレミアムインベストメントアドバイザー 代表取締役)
松 林 知 史	(ティルフ・マネジメント 代表)
三 毛 兼 承	(三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役執行役会長)
水 留 浩 一	(FOOD & L I F E C O M P A N I E S 取締役社長 CEO)
南 昌 宏	(りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長)
三 原 寛 人	(昭芝製作所 取締役社長)
宮 内 孝 久	(神田外語大学 学長)
宮 内 淑 子	(ワイ・ネット 取締役社長)
宮 川 美津子	(TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士)
宮 本 隆 温	(レッドホースコーポレーション 代表執行役社長)
向 井 宏 之	(トランスコスモス 副社長執行役員)
武 藤 和 博	(日本アイ・ビー・エム 専務執行役員)
村 瀬 龍 馬	(ミクシィ 取締役CTO)
森 健	(プログビズ 代表取締役)

森 浩 志	(三菱UFJ銀行 取締役常務執行役員CLO)
森 川 智	(ヤマト科学 取締役社長)
森 田 均	(チューリッヒ生命保険 監査役)
矢 口 敏 和	(グローブシップ 取締役社長)
安 田 育 生	(ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)
柳 圭一郎	(NTTデータ経営研究所 取締役社長)
山 岡 浩 巳	(フューチャー 取締役)
山 極 清 子	(w i w i w 取締役会長)
山 口 栄 一	(アートパワーズジャパン 代表理事)
山 口 公 明	(セントケア・ホールディング 取締役)
山 下 良 則	(リコー 取締役社長執行役員CEO)
山 科 裕 子	(オリックス グループ執行役員)
山 田 英 司	(日本電子計算 顧問)
山 田 哲 矢	(ラックス建設 代表取締役)
山 本 勢	(サンワテクノス 取締役会長)
山 本 ひとみ	(ANA総合研究所 取締役副社長)
横 尾 敬 介	(産業革新投資機構 取締役社長)
横 山 繁	(スコープ 取締役社長)
吉 田 雅 俊	(日税ビジネスサービス 取締役会長兼社長 (CEO))
吉 田 康 子	(シェルジャパン 取締役社長)
吉 田 安 宏	(住友商事 執行役員)
吉 松 徹 郎	(アイスタイル 取締役社長兼CEO)
吉 丸 由紀子	(積水ハウス 取締役)

若山健彦	(ミナトホールディングス 取締役会長兼社長)
湧永寛仁	(湧永製薬 取締役社長)
渡辺一正	(住友商事 執行役員)
渡部賢一	(TMI 総合法律事務所 顧問)
渡邊達雄	(シグマクシス 常務執行役員)

ノミネートメンバー

本間真彦	(インキュベイトファンド 代表パートナー)
------	-----------------------

以上264名

事務局

藤井大樹	(経済同友会 代表幹事サポート室 グループ・マネジャー)
三倉敬之	(経済同友会 政策調査部 マネジャー)
森田陽一	(経済同友会 政策調査部 アシスタント・マネジャー)